

議案第三十五号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一西桜公園の項の次に次のように加える。

明舟公園

東京都港区虎ノ門二丁目五番十号

付 則

この条例は、令和六年八月一日から施行する。

（説 明）

明舟公園を設置するため、本案を提出いたします。